

○山口県警察少年育成官の服制及び服装並びに被服等の貸与に関する訓令

昭和39年6月5日

本部訓令第19号

(目的)

第1条 この訓令は山口県警察少年育成官（以下「少年育成官」という。）の服制及び服装並びに被服等の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第2条 少年育成官の服制は、別表第1に定めるとおりとする。

(貸与被服等の品目等)

第3条 少年育成官には被服等を貸与し、貸与する被服等の品目、員数、使用期間及び着用期間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、特別な事情があるときは警察本部長は、その員数を増減し使用期間を伸縮するものとする。

2 少年育成官に任命後始めて被服を貸与する場合は、前項の規定にかかわらず、制服下衣各2着、制服用ワイシャツ5着及び夏服上衣3着を貸与するものとする。

(服装)

第4条 少年育成官は、勤務中においては常に貸与被服等を着用または、着装するものとする。ただし、街頭補導、継続補導その他の理由により所属長の指示または承認を受けたときはこの限りでない。

(被服等の返納)

第5条 少年育成官はその身分を失い、または休職を命ぜられた場合は、貸与被服等をすみやかに返納しなければならない。

(被服等の滅失、損傷の場合の処置)

第6条 貸与被服等の全部もしくは、一部を滅失し、または損傷した場合、その他特別の必要がある場合はその代品を貸与するものとする。ただし、その滅失または損傷が本人の故意、または重大な過失による場合は、警察官の支給品または貸与品の例により、その者に弁償させるものとする。